



お知らせ

市民ボランティア活動補償制度

市では、市民の皆さんがボランティア活動中の事故だけがをした場合に備え、制度を設けています。▽補償額 左の表の通り。▽対象 市内在住か市内で市民活動を行っている人。▽対象活動 継続・計画的で営利を目的としない無償の社会貢献活動。

ページ番号 1011848

傷害事故の場合

死亡補償金	500万円
後遺障害補償金	15～500万円
入院補償金	日額 3,000円
通院補償金	日額 2,000円

賠償責任事故の場合※

身体賠償	1人1億円以内 1事故2億円以内
財物賠償	1事故500万円以内
保管物賠償	1事故300万円以内

※免責額 5,000円。

かがわ 川床桜まつり



毎年春には、市の中心部を流れる釜川の「御橋」から「出雲橋」までの区域は、枝垂れ桜が咲き誇り、隠れた名所になっています。4月6～15日に、釜川に川床を設置します。全国でも珍しい試みです。▽川床開放 4月6～15日、午前11時～午後8時。金・土曜日は午後9時まで。▽ぼんぼり点灯 4月6～15日、午後6時～9時。▽模擬店 4月7・8・14・15日。☎宇都宮まちづくり推進機構 ☎(632) 8215、地域政策室 ☎(632) 2109

危険な空き家解体補助申請を受け付けています

周辺住民の良好な生活環境の保全を図るため、危険な状態にある空き家の解体費用の助成を行っています。▽対象物件 昭和56年5月31日以前に建てられたもので、市が危険な状態にあると認められたものなど。▽対象 空き家の所有者で世帯の合計所得金額が818万円以下の人など。

▽申込 市で一括加入。事故日から30日以内に、電話で、みんなだまづくり課 ☎(632) 2288へ。

認定市道の未登記道路整理事業にご協力を

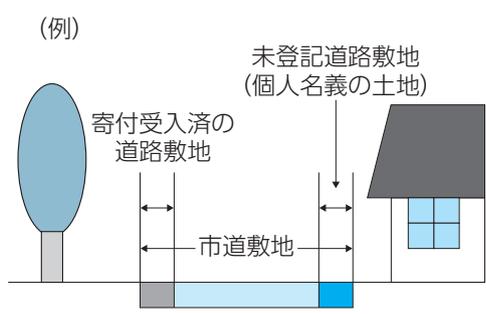
未登記道路とは、さまざまな事情により本市への所有権移転がされず、市道敷地内に個人名義で残る土地をいいます(右下の図)。現在、市では、皆さんのご協力により寄付をいただき、未登記道路を解消する

▽補助額 70万円を上限に補助。▽その他 申請期限は5月31日。詳しくは、生活安心課 ☎(632) 2266へ。

ページ番号 1006148

その契約、そのアルバイト大丈夫？ 4月は国の、「AV出演強要・JKビジネス等被害防止月間」

モデル・アイドルのスカウト、高収入アルバイトの応募をきっかけに、その後、聞いていない・同意していないのにアダルトビデオの撮影や性的サービスを要求されるなど、若い女性が性的な被害を受けるトラブルが発生しています。性的被害やトラブルに遭ってしまったことはあなたの責任ではありません。相談できる窓口があります。一人で抱え込まず相談してください。詳しくは、内閣府 ☎ http://www.gender.go.jp/index.html をご覧ください。■相談専用電話番号▽女性の人権ホットライン ☎ 0570 (070) 810▽女性相談所 ☎ (636) 5731▽警察安全相談電話 ☎ #9110☎男女共同参画課 ☎ (632) 2346



(例) 事業を行っていただきます。なお、測量や登記に必要な費用は市が負担します。詳しくは、市庁舎を御覧になるか、道路管理課(市役所8階) ☎(632) 2697へ。

市民活動助成金交付団体の事業発表会と助成金説明会

▽期日 4月7日(土)。▽時間・内容 午前9時～11時30分 平成29年度市民活動助成金交付団体(29ページ欄外)による事業発表会。正午～午後0時30分 市民活動助成金説明会。▽会場 市役所14階D会議室。▽その他 平成30年度市民活動助成金の申請期限は4月13日。詳しくは市庁舎を御覧ください。☎みんなだまづくり課 ☎(632) 2886

ページ番号 1006192

◎平成29年度市民活動交付団体 ■スタート支援(4団体) ①ホームヘルスケアタウンうつのみや②ママの働き方応援隊栃木宇都宮校③レゾナント・バロック・コンソート④リスマイリー ■ステップアップ支援(5団体) ①フリーダム・フォー②戸祭歴史セミナー③古賀志お囃子保存会④Tochigi(トチギ)未来カフェ⑤大谷石研究会 ■連携支援(1団体) ①古賀志山を守る会。

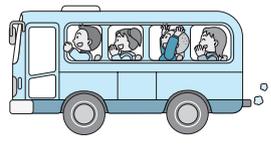
暮らし

ページ番号を市HPのトップページで入力してみてください。関連ページが見られるよ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要(定員の記載があり申込の記載がないものも、当日、直接会場へ)。HP ホームページ、Eメールアドレス、E 地区市民センター、E 出張所、E 生涯学習センター、E つつのみや表参道スワグア、E 地域コミュニティセンター、E 市民活動センター、E 申込時に記載する基本項目は、催し名・郵便番号・住所・氏名・ふりがな・電話番号・人数。

お知らせ

つつのみや百景 新緑バスツアー



▽日時 5月15日(火) 午前9時～午後4時。雨天決行。
▽コース 宇都宮城址公園(集合)→塚山古墳→森林公園→赤川ダム→ろまんちっく村(昼食)→若山農場→長岡公園→宇都宮城址公園(解散)。移動は市有バス。見学先では徒歩にて散策。コース変更の場合あり。

▽対象 市内に在住か通勤通学している人。
▽定員 抽選40人。
▽申込 往復はがきの往信に右記の凡例にある $\text{\textcircled{A}}$ ・参加者全員の住所・氏名を、返信に代表者の郵便番号・住所・氏名を書き、4月20日(必着)までに、〒320-8540 市役所都市計画課 $\text{\textcircled{B}}$ (632)2568へ。応募は1グループ1通限り5人まで。
▽その他 つつのみやシテイガイド協会の解説付き。

気を付けて 最近増えている特殊詐欺

架空請求はがき

■特徴
▽「未納料金」「最終告知」「差し押さえ」といった言葉が並ぶ▽締切日までの期間が非常に短い▽本人からの連絡を要求する▽50～70代の女性宛てに送られてくる傾向がある。

■トラブルに遭わないポイント
▽身に覚えがない請求には慌てない▽むやみに相手に連絡しない。

キャッシュカード手交型詐欺

■特徴
▽公的機関を名乗る人から電話がかかってくる▽「あなたの口座が被害に遭った」「犯人に預金を引き出されてしまう」「新しいカードに交換しましょう」などと不安をあおる▽電話の後、「キャッシュカード」を直接受け取りにやってくる▽言葉巧みに暗証番号を聞き出す。

■トラブルに遭わないポイント 警察や銀行協会職員がキャッシュカードを預かることは絶対にありません。▽他人に暗証番号を教えない▽キャッシュカードを渡さない。

不安なときは相談を

▽相談専用番号 消費生活センター $\text{\textcircled{C}}$ (616)1547
E消費生活センター $\text{\textcircled{D}}$ (616)1561

都市計画の案を縦覧します

都市計画の案

①都市計画地区計画の決定(細谷宝木地区地区計画) 市決定
②都市計画道路の変更(3・4・1号宇都宮栃木線) 県決定。

縦覧

縦覧期間 4月10～24日(土・日曜日、祝休日を除く)。
縦覧場所 都市計画課(市役所11階)。

②は県都市計画課(県庁14階)、宇都宮土木事務所(626)3146

マイナンバー通知カード・マイナンバーカードを受け取りましたか

■マイナンバー通知カードの受け取り 皆さんの大切なマイナンバー(個人番号)の通知カード、お手元に届きましたか。通知カードは、皆さんにマイナンバー(個人番号)をお知らせするための紙製のカードで、平成27年11月から簡易書留で送付されています。勤め先から源泉徴収などの関係でマイナンバーの提示を求められた際に利用できる他、通知カードと運転免許証などを併せて提示することで、各種手当の申請や税の申告などの行政手続きに利用できます。郵便局での受取期間経過や転送手続きをされているなどの理由で、まだ受け取っていない人は、郵便局から市役所に返戻されている場合がありますので、お早めに市民課 $\text{\textcircled{E}}$ (632)5266へお問い合わせください。

■マイナンバーカードの受け取り 交付通知書(はがき)が届いた人は、内容を確認の上、早めの受け取りをお願いします。万が一、交付期限が過ぎた場合でも受け取りは可能です。平日の受け取りが困難な場合は、交付通知書に記載のある交付場所にご相談ください。
E市民課 $\text{\textcircled{E}}$ (632)5266

大谷石を住宅や店舗に利用した費用を補助します

ページ番号 1005665

▽対象の建物 住宅・事務所・店舗など。賃借物件の場合、貸主から模様替えなどの許可を得ていれば可。
▽対象 平成30年4月1日以降に、大谷石を内外装材として、住宅 $\text{\textcircled{F}}$ 5平方メートル以上、事務所・店舗など $\text{\textcircled{G}}$ 10平方メートル以上の面積に利用する人。扉や蔵など、外構工事は対象外。

▽補助額 材料費・工事費の30パーセント。上限は、住宅 $\text{\textcircled{H}}$ 10万円、事務所・店舗など $\text{\textcircled{I}}$ 30万円。1平方メートル当たり工事単価3万8000円、仕上げ加工石使用部分については5万円。
▽その他 大谷石工事着工前に申請を行ってください。また、施工後の写真が大谷石のPRに使用する場合があり。詳しくは、市HPを閲覧するか、都市魅力創造課大谷振興室 $\text{\textcircled{J}}$ (632)2455へ。

◎国土利用計画法に基づく届け出が必要です 一定面積以上の土地売買などの契約をした場合には、契約の日を含め2週間以内に、その土地の利用目的などを届け出ることが義務付けられています。▽対象面積 市街化区域は2,000平方メートル以上、市街化調整区域は5,000平方メートル以上。個々の面積が小さくても、取得した土地の合計が、面積要件以上になる場合(一団の土地)は届け出が必要です▽取引形態 売買、代物弁済、交換、賃借権の設定など(取引予約も含む)。E都市計画課 $\text{\textcircled{B}}$ (632)2564